

別添 手続別個票

【国の法令・通知等に基づく証明事務】

手続別個票①

行政手続名	休眠抵当権抹消登記申請
所管省庁名 (担当部局名)	法務省（民事局）
制度概要	不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）に基づき、土地等の抵当権者（登記義務者）が所在不明のため、共同して権利に関する登記の抹消申請をすることができない場合、所有者（登記権利者）は、一定の要件の下、単独で抵当権の抹消申請を行うことができるとされている。その際、登記義務者の所在が知れないことを証する情報が必要となり、法務省通知により、以下の①～④いずれかの書面が必要とされている。民生委員は、申請を行う登記権利者からの依頼により、登記義務者が登記簿上の住所に居住していないことの証明を行うとされている。 ① 登記義務者が登記簿上の住所に居住していないことを市町村長が証明した書面 ② 登記義務者の登記簿上の住所に宛てた被担保債権の受領催告書が不到達であったことを証する書面 ③ 警察官が登記義務者の所在を調査した結果を記載した書面 ④ 民生委員が登記義務者がその登記簿上の住所に居住していないことを証明した書面
調査結果	法務省（民事局）は、休眠抵当権抹消登記申請における不在住証明の方法として民生委員を規定することとした理由について、もともと民生委員が地域の実情に詳しく、公務員としての社会的地位を有する者であることから、その証明は確からしいものと考えられるためとしている。 同省は、申請時に提出される書面の大半が「被担保債権の受領催告書の不到達であったことを証する書面」（郵便物）であり、本申請を行うのは司法書士等が多いとしている。 一方、不在住証明については、全民児連が平成 30 年 3 月に取りまとめた「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書」において、「福祉行政への協力という民生委員の役割を超えるものと考えられる」とされている。 今回、調査した結果、以下のとおり、①民生委員として実態を十分確認できない中で証明せざるを得なかったが、社会福祉領域の活動ではなく民生委員としての職務ではないと疑問を呈する事例、②不在住証明は民生委員ではなく市町村で行うべきものとする事例がみられた。 （事例 1）

	令和 5 年 11 月、A 委員は、地域内にある土地に設定された抵当権の抹消申請に関し、登記義務者である抵当権者（2 人）の不在住証明の依頼を不動産会社から受けた。依頼者は、民生委員から不在住証明を取得するよう司法書士に説明されたとしている。 委員は、抵当権の設定時期（注 1）からみて、抵当権者が存命している可能性はないと判断し、依頼者が持参した証明書の様式に日付を記載の上、署名・押印することで不在住証明を行ったとしている。 （注 1）同委員は、抵当権は、一番抵当権が大正 10 年、二番抵当権が大正 14 年に設定されたものであったとしている。 同委員は、証明書の様式の控え等を保存していないが、当該様式には、抵当権者の氏名や住所、「抵当権者が不在であることを証明します。」という文言が記載され、民生委員が記載する日付欄、署名欄及び押印箇所が設けられていたとしている。 同委員は、本証明について、以下のように疑問を呈している。 ① 抵当権者の不在住証明について、依頼を受けるまで制度を全く知らず、民生委員が当該証明を求められることに驚いた。民生委員の所掌する職務は、社会福祉関連であるはずだが、不在住証明はその範囲から外れていると思われ、同証明を求められることには納得できない。 ② 市町村において、住民票や戸籍情報などを基に不在住証明（注 2）や死亡証明ができるのであれば、民生委員が証明するよりも確実な手段ではないか。 （注 2）市町村が発行する「不在住証明書」は、保存されている住民記録に基づき、住民票や除票に記載されていないことを証明するものである。
	（事例 2） 令和 6 年 9 月、B 市の民生委員担当部局は、住民から、司法書士の教示を受けて民生委員に不在住証明を依頼したが断られたとして、当該委員の担当地区に隣接する地区の民生委員の氏名や連絡先の教示を求められた。 これに対し、同市は、①民生委員による不在住証明がそもそも民生委員の役割を超える事務であると考えられること、②市で交付している不在住証明書で代替可能と考えられることから、不在住証明書については民生委員による証明の必要はなく、住民票窓口で交付できる旨説明したとしている。 同市は、住民が抵当権の抹消申請を依頼することの多い司法書士会等に対して、負担軽減の観点から、不在住証明を民生委員に求めない

	よう、国から徹底するようにしてほしいとしている。 以上のように、休眠抵当権抹消登記申請における不在住証明については、全民児連のほか、民生委員から、他の方法による証明が可能でも、登記義務者が登記簿上の住所に居住していないことの証明を求められることに疑問が呈されており、民生委員の負担軽減を図ることを関係機関に周知するなどの措置を講ずることが必要と考えられる。
--	--

手続別個票②

行政手続名	日本学生支援機構貸与奨学金返還免除申請
所管省庁名 (担当部局名)	文部科学省（高等教育局）
制度概要	文部科学省が所管する独立行政法人日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）に基づき、経済的理由により修学に困難がある者を対象とした貸与奨学金（以下「奨学金」という。）を運用している。奨学金を貸与された者が返還を行う際、一定の収入があっても、例えば障害や病気療養等により奨学金を返還できない場合には、その事情や生活の状況について記載し、そのことを第三者が証明する様式を提出することにより免除を受けることができるとされている。 学生支援機構は、内部規定（機構施行規則）により、その第三者の一人として民生委員を規定している。
調査結果	文部科学省（高等教育局）は、学生支援機構が民生委員を、証明をする第三者の一人としている理由について、民生委員が住民の生活状況を把握していると考えられるためとしている。 学生支援機構は、民生委員以外の第三者として、公民館長、学校長、福祉事務所長、病院長、又は精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉士、看護師などの医療若しくは福祉に関する国家資格を有する者を示している。 本調査の過程で同省に対し、民生委員の本来的な役割・活動への期待の高まりから、担い手確保のための民生委員の負担軽減の必要性や、証明事務の負担感等について説明し、本申請における民生委員による証明について、その負担軽減の観点から、速やかな見直しを図るよう求めた。 これを踏まえ同省は、学生支援機構とも協議し、民生委員の負担軽減を図るため、その証明を廃止する方針とし、学生支援機構は、第三者の選択肢から民生委員を除外する内部規則の見直しを講ずることとした。 なお、学生支援機構は、今後申請を受け付ける際には他の証明手段を案内することとしている。

手続別個票③

行政手続名	労働災害に係る遺族（補償）等給付の請求
所管省庁名 （担当部局名）	厚生労働省（労働基準局）
制度概要	労働者災害補償保険制度は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度である。業務上の事由又は通勤が原因で亡くなった労働者の遺族に対しては遺族（補償）等給付が支給される。 厚生労働省（労働基準局）は、支給要件に該当するかの確認に当たって、①請求者が死亡した労働者の収入によって生計を維持していた事実、②請求者が死亡した労働者と事実婚であった事実を証明する書類を提出させる場合があり、①については、厚生労働省労働基準局が作成する「労災保険給付事務取扱手引」において、住民票の写しや在学証明書、送金の事実を証する書留郵便物受領証等、②については、「死亡した被災労働者が重婚的内縁関係にあった場合に係る保険給付の取扱いに当たって留意すべき事項について」（平成 10 年 10 月 30 日付け労働省労働基準局補償課長事務連絡）において、結婚式に係る書類、生命保険に係る書類、勤務先への提出書類で扶養関係を示す書類がそれぞれ挙げられている。また、同省のウェブサイトなどにおいて民生委員による証明が例示されている。
調査結果	厚生労働省（労働基準局）は、民生委員に証明を求める理由について、民生委員が地域の実情に詳しいという前提があったものとしている。 本手続において、同省は、請求者が保険給付の支給要件に該当するかを確認するに当たって、原則としてまずは住民票の写し等の公的書類、あるいは生計維持や事実婚であることを示す客観的書類による運用としており、公的書類や客観的書類では確認できない場合に民生委員に証明を求めることがあり得るとしている。 しかし、上記の手引、事務連絡では、住民票の写しや勤務先への提出書類などの書類が示されている一方、公的書類等では確認できない場合に求めることがあり得るとしている民生委員による証明の取扱いについて明記されておらず実際の運用と異なるものとなっていたり、請求者が閲覧する同省のウェブサイトに掲載されている本手続に係る質疑応答には民生委員による証明が最初に例示されていたりしている。 これらを踏まえ、厚生労働省の見解に基づく現在の運用を徹底し、上記①又は②の確認については、原則、公的書類等により行い、公的書類等では事実が確認できない場合には、民生委員による証明を求める場合

	があることを明示するなどの措置を講ずることが必要であると考えられる。
--	------------------------------------

手続別個票④

行政手続名	長期家族介護者の遺族による援護金支給請求
所管省庁名 (担当部局名)	厚生労働省（労働基準局）
制度の概要	長期家族介護者援護金制度は、長期間要介護状態にあった重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族（補償）等給付の支給対象とならないことから、労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業の一つとして、遺族の生活の激変を緩和し得るよう援助する制度である。 「長期家族介護者援護金の支給について」（令和２年８月２１日付け改正基発 0821 第１号厚生労働省労働基準局長通知）によれば、支給要件に該当するかを確認に当たって、①被災労働者死亡の当時請求者が死亡した労働者の収入によって生計を維持していた事実、②被災労働者死亡の当時請求者が死亡した労働者と事実婚であった事実、③請求時に請求者を「扶養する者」が存在する事実を証明する書類などを提出させることとされている。 なお、厚生労働省（労働基準局）は、一定の支援措置を講ずる必要がある者の条件のうち①及び②においては認定すべき事実関係が遺族（補償）等給付と共通していることから、それらの関係の確認に当たっては、厚生労働省労働基準局が作成する「労災保険給付事務取扱手引」及び「死亡した被災労働者が重婚的内縁関係にあった場合に係る保険給付の取扱いに当たって留意すべき事項について」を参照するなどして、遺族（補償）等給付と同様の取扱いを行うこととしている。 これらの書類について、①は、上記の手引において、住民票の写しや在学証明書、送金の事実を証する書留郵便物受領証等、②は、上記の事務連絡において、結婚式に係る書類、生命保険に係る書類、勤務先への提出書類で扶養関係を示す書類、また、③は、上記の通知において、請求者の属する世帯の住民票の写し、請求者と「扶養する者」との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本、請求者を扶養していることを証する民生委員の証明書、市町村長の発行する住民税課税・非課税証明書その他の請求者を扶養していた事実の有無を証する書類がそれぞれ挙げられている。
調査結果	厚生労働省（労働基準局）は、民生委員による証明を求めている理由について、民生委員が地域の実情に詳しいという前提があったものとしている。 本手続において、同省は、請求者が支給要件に該当するかを確認するに当たって、①、②又は③を証明する書類は、原則としてまずは住民票

	の写し等の公的書類、あるいは生計維持、事実婚であることや「扶養する者」を示す客観的書類による運用としており、公的書類、客観的書類では確認できない場合に民生委員に証明を求めることがあり得るとしている。 しかし、①、②について、上記の手引、事務連絡では、住民票の写しや勤務先への提出書類などの書類が示されている一方、これら公的書類等では確認できない場合に求めることがあり得るとしている民生委員による証明の取扱いについて明記されていなかったり、③について、上記の通知では、住民票の写しなどの公的書類が民生委員による証明と同列に選択肢として規定されており、公的書類等では確認できない場合に求めることがあり得るとしている民生委員による証明の取扱いについて明記されていなかったりしており、実際の運用と異なるものなどとなっていた。 これらを踏まえ、現在の運用を徹底し、上記①、②又は③の確認は、原則、公的書類等により行い、公的書類等では事実を確認できない場合には、民生委員による証明を求める場合があることを明示するなどの措置を講ずることが必要であると考えられる。
--	---

手続別個票⑤

行政手続名	特定石綿被害建設業務労働者等の遺族による給付金等請求
所管省庁名 (担当部局名)	厚生労働省（労働基準局）
制度概要	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金は、特定石綿被害建設業務労働者（建設アスベスト労働者）が石綿を吸入することによる疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判所等判決で、国が労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく権限を行使しなかったことが認められたため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和 3 年法律第 74 号）に基づき、建設アスベスト労働者への賠償を図ることを目的として、当該労働者又はその遺族に対して給付するものである。 厚生労働省（労働基準局）は、給付金の請求者が、被災者と事実婚の関係にあった遺族である場合に、続柄に「妻（未婚）」の記載のある住民票の写し、事実婚の事実に関する民生委員による証明など事実婚であることが分かる資料を求めることとしている。
調査結果	厚生労働省（労働基準局）は、民生委員の証明書を事実婚の証明をする書類の一つとして例示しており、民生委員が事実関係を証明する事例がみられた。民生委員による証明を求める理由について、経緯資料がなく不明であるとする一方、労災保険請求等の他の行政手続に倣ったものではないかとしている。 同省は、申請内容の審査及び認定は本省で一括して行っているが、事実婚の証明について、その様式や記載すべき内容、事実婚の定義について特段定めておらず、事実婚の証明が民生委員でなければならないとする規定等もないため、事実婚の事実を何らかの書類で確認できればよいとしている。 そのため、同省では、民生委員による証明に代替する書類等があれば、それらを用いてよいこととしたいと考えているが、その書類だけで事実婚であると確実に認定できるような代替資料に関する情報を持ち合わせておらず、最終的には提出された書類等を踏まえて総合的に判断するものとしている。 以上のように、民生委員による証明を求める理由に乏しいのであれば、事実婚の確認書類として、民生委員による証明を積極的に案内することはしないなどの見直しが必要であると考えられる。

手続別個票⑥

行政手続名	雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求
所管省庁名 (担当部局名)	厚生労働省（職業安定局）
制度の概要	雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づき、雇用保険では、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うが、その受給資格者が死亡した場合、その配偶者等であって、受給資格者と生計を同じにしていた者は、その未支給の失業等給付を請求することができる。 この未支給失業等給付の請求手続において、①請求者と死亡した受給資格者との続柄を証明することができる書類、②請求者が死亡した受給資格者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類を公共職業安定所の長に提出しなければならないとされており、厚生労働省職業安定局雇用保険課が作成する「雇用保険業務に関する業務取扱要領」では、①及び②の例として住民票の写し又は民生委員の証明書等とされている。
調査結果	厚生労働省（職業安定局）は、民生委員による証明を求めている理由について、過去の経緯が確認できないため不明であるとしている。 本手続において、同省は、窓口である公共職業安定所では①又は②の確認に当たって、原則としてまずは住民票の写し等の公的書類の提出を求めるが、必ずしも公的書類では確認できない場合もあり、その場合は民生委員による証明を求めることとする運用としている。 しかし、本手続の提出書類は、公的書類である住民票の写しが民生委員による証明書と同列に選択肢として規定されている。 これらを踏まえ、現在の運用を徹底し、上記①又は②の確認は、原則、公的書類により行い、公的書類等では事実が確認できない場合には、民生委員による証明を求める場合があることを明示するなどの措置を講ずることが必要と考えられる。

手続別個票⑦

行政手続名	生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）借入申込
所管省庁名 （担当部局名）	厚生労働省（社会・援護局）
制度の概要	生活福祉資金は、社会福祉法に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、低所得者、障害者又は高齢者に対し貸付けが行われるものである。 生活福祉資金の貸付けにおいて、民生委員は都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携し、借受人及び借入申込者の属する世帯の調査や生活実態の把握など積極的に協力することとされている。 このため、「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」（平成 21 年 7 月 28 日付け社援発 0728 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知）によれば、借受人は、家族の構成、資金の使途計画、借受世帯への生活援助活動等についての調査書作成を民生委員に対して依頼し、市町村社会福祉協議会に提出することとされていた。 しかし、民生委員が面識のない住民の調査書を作成することは困難であること等から、「令和 5 年地方分権改革に関する提案募集」の際に、地方公共団体から民生委員調査書の廃止が提案された。 厚生労働省は、同提案の趣旨を踏まえ、民生委員の負担軽減を図る観点から、民生委員は社会福祉協議会から要請があった場合で、協力が可能なときに調査書の作成・提出を行うこととするものとして「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」の一部改正について」（令和 6 年 7 月 4 日付け社援発 0704 第 6 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「令和 6 年社会・援護局長改正通知」という。）を都道府県及び指定都市に対して発出した（7 年 1 月から適用）。 なお、令和 6 年社会・援護局長改正通知においても、従来の運用どおり、生活福祉資金の貸付決定後に借受人の情報を担当民生委員等に連絡することとし、引き続き民生委員による借受人の支援は行うこととしている。
調査結果	厚生労働省（社会・援護局）は、今回の見直しに当たって、社会福祉協議会や民生委員の当事者団体等の関係機関との議論の中で、全ての申請について必ずしも民生委員の調査書を求める必要はなく、社会福祉協議会で把握している情報で対応できる部分について民生委員の調査書は不要ではないかとする意見や、民生委員の負担になっているものの、民生委員が地域の困窮者をつなぐるツールでもあり、活動を実施する中で一律廃止とするのは厳しいなどの意見があったとしている。 同省は、これらの意見も踏まえ見直しの検討を行い、上記のとおり、

	民生委員の調査書の提出を民生委員の協力が可能なときとするなどの通知の見直しを行った。 同省による今回の見直しは、関係機関と調整した結果であり、民生委員の負担軽減と支援を行う必要性のバランスをとろうとした内容で民生委員調査書の廃止とはならなかったものと考えられるが、引き続き見直し後の運用を注視しつつ、新たに課題がみられた場合には、必要に応じて見直しを行うことが望まれる。
--	---

手続別個票⑧

行政手続名	国民年金・厚生年金保険未支給年金請求
所管省庁名 (担当部局名)	厚生労働省（年金局）
制度概要	国民年金法（昭和34年法律第141号）等に基づき、国民年金や厚生年金保険の受給権者が亡くなった場合に、受給権者と住民票上の住所が異なっているが、生活上の家計を同一にしていた、あるいは経済的な援助、定期的な訪問等が行われていたとする配偶者や子が、未支給年金を請求するときには、生計同一や事実婚に関する申立書とともに、その事実と相違ないことを証明する第三者の証明書又はそれに代わる書類を年金事務所等に提出する必要がある。 この第三者の証明については、従来「民生委員等第三者の証明書」とされていたが、厚生労働省が平成23年に発出した「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日付け年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「平成23年局長通知」という。）では、「第三者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、受給権者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含まない。以下同じ。）の証明書」と規定され、民生委員が第三者の一人として例示されている。その後、「生計同一関係申立書等の様式の改正等について」（令和2年9月25日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）では、生計同一や事実婚に関する申立書の様式や、周知用パンフレット「生計同一関係証明書等について」が示されており、第三者の証明は、三親等内の親族以外であって、受給権者と請求者に係る生計同一や事実婚に関する申立ての事情について相違ないことを証明できる者であれば、友人や隣人など誰でもよいとする取扱いの下、民生委員など第三者の例示はされていない。
調査結果	厚生労働省（年金局）は、請求者の状況を把握していない者が生計同一の証明をすることはできないことから、上記様式等による事務運用により、年金事務所では、事情を知らない民生委員に証明を求めるような説明は行っていないはずであるとしている。 平成23年局長通知は、年金受給者家族との関わりがあり容易に証明し得る場合が多いと思われる病院長や施設長などの第三者と同列に、かつ先頭に民生委員を例示している。こうした中で、以下のように、役割上、民生委員に証明が求められる場面が実際にあり、面識のない請求者についての民生委員による証明が、法定受託事務として国民年金の未支給年金の請求受付を行う市町村や、民生委員、請求者にとって負担となっている事例がみられた。

(事例 1)

A市は、令和5年5月に、未支給年金請求者が、年金事務所の年金相談員から第三者の証明者の例として民生委員が記載された書類を渡され、民生委員に証明を依頼する必要があるとして担当民生委員の教示を求められたとしている。この書類は平成23年局長通知の内容に基づくものであったことから、日本年金機構のウェブサイトを確認したところ、同書類が掲載されていて疑問に思った。同市は、民生委員による証明事務の負担軽減を図っていることから、請求者に対し、容易に証明ができる他の第三者の証明でも可能であること等を教示したとしている。同市は、請求者の状況を把握していない民生委員に証明を求めることは民生委員や請求者にも負担であり、取扱いの運用ではなく、平成23年局長通知を見直し、徹底するようにしてほしいとしている。

(事例 2)

B市は、令和6年春頃に、民生委員から、「未支給年金に関し生計同一の証明を民生委員が行ってはどうかと年金事務所に教示された。自分はその住民をよく知らず本当に証明してよいのか。」と相談があり、その住民をよく知らないのであれば証明しなくてよいこと、町内会長や他の者でも証明できることを教示したとしている。

証明を適切に行うためには、請求者のプライバシーに踏み込むことが必要となるが、面識のない請求者にそれを求めることは、民生委員と請求者にとって負担とされていることから、そのように教示したとしている。

また、民生委員からは、請求者と面識がなく確認が困難な場合が多く、そのような場合に請求者から証明を依頼された場合には、確実な証明ができない旨証明書に記載しているが、これが第三者証明として有効なのか疑問であるとする事例がみられた。

(事例 3)

C委員は、未支給年金の請求に当たって求められる生計同一関係の証明について、民生委員として確実な証明はできないため、「〇〇と思われる」と証明書に記載している。

以上について、厚生労働省に事実確認を求めたところ、厚生労働省は、調査結果を踏まえれば、民生委員の負担軽減のために対応が必要である

	とし、三親等内の親族以外の誰でもよいとされている現行の取扱いの年金事務所等における徹底に加え、平成23年局長通知に例示されている者であっても、生計同一や事実婚に関する申立ての事情について相違ないことを証明できない者への証明を依頼することがないよう周知することとなり、速やかに改善が図られることとなった。
--	---

手続別個票⑨

行政手続名	児童扶養手当受給申請
所管省庁名 (担当部局名)	こども家庭庁（支援局）
制度概要	児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成するひとり親家庭等に支給されるものであり、法定受託事務として、都道府県又は市町村が支給事務を行っている。認定請求に当たっては事実婚解消の事実や対象児童と同居せずに監護していることの事実等について、地方公共団体が必要に応じて民生委員の証明を求めている。 「令和 5 年地方分権改革に関する提案募集」において、地方公共団体から、「児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明の廃止」について提案が行われた。この提案内容を受けたこども家庭庁は、民生委員の負担軽減が必要であると考える一方、民生委員による証明を廃止することによって地方公共団体における児童扶養手当の認定業務に与える影響は大きく、民生委員の中には熱意を持って証明を行っている者もいることから、廃止ではなく、民生委員以外にも証明記載者になり得る者を列挙することで、証明記載者の範囲を明確化することを内容とした「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」（令和 5 年 12 月 26 日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課連名事務連絡。以下「令和 5 年事務連絡」という。）を発出した。
調査結果	こども家庭庁（支援局）は、民生委員が地域の実情を把握していることを前提としており、それが民生委員の役割と認識しているため、原則としてはまず民生委員が証明を行うが、それが難しいケースでは、市町村の事務担当者も含め柔軟な対応が可能なように、令和 5 年事務連絡において他の証明記載者を明示したものであり、現時点において民生委員による証明の見直しを行う必要はないと考えているとしている。 当省が調査対象とした市町村においては、令和 5 年事務連絡を受けて、独自の見直しにより民生委員による証明を全く求めていないのがみられ、市町村職員による聞き取りや他手当の認定状況（児童手当、子ども医療費助成制度等）、他部署（生活保護担当課、ひとり親家庭からの相談受付担当課）への照会等により確認しているなどとしていた。 しかし、民生委員による証明を見直した市町村では、他市町村における民生委員による証明事務の取扱状況によって、場合によっては直接自市町村の民生委員に証明を求められることもあり、民生委員の負担になっている実態がみられた。また、民生委員による証明を求めている市町

	村の中には、申請者からの申立内容を確認する方法が証明事務の見直しのあい路となっている実態もあり、令和５年事務連絡発出後の運用上の課題となっている。 ○申請者が対象児童と同居しないで監護している（以下「別居監護」という。）場合 別居監護の事実について、民生委員による証明を廃止した市町村では、他市町村から民生委員が直接証明を依頼される場合があり、負担が生じている事例がみられた。 事例１ A市では、民生委員の負担軽減のため、令和５年事務連絡に基づき、民生委員以外の証明者に依頼することが多く、職員による聞き取り調査や他手当の認定状況等により確認することとしている。 同市は、別居監護の事実（親が他市町村に居住し、子がA市内に居住）について、他市町村から直接同市の民生委員に証明を依頼された例があるとしている。A市では、民生委員がふだんやり取りのない他市町村から連絡を受けた上に、訪問による証明を行ったことにより、証明事務に慣れていなかった民生委員には負担が生じたとしている。 また、別居監護の事実の証明について、本手続に係る調査では、市町村職員の負担となった事例は確認できなかったものの、下記個票⑩の特別児童扶養手当と同様に、民生委員による証明を見直した市町村において、市町村担当課を経由して民生委員による証明を依頼されることで、市町村職員が説明に苦慮するなどの負担が生じることも想定される。 ○申立内容の確認方法 民生委員による証明を求めている市町村の中には、その負担軽減の検討において、以下のとおり、申請者からの申立内容の確認方法が見直しのあい路となっているなどの事例がみられた。 事例２ B市では、民生委員による証明に代わって市職員による確認とする見直しを検討した場合、職員がどの程度事実を確認すれば支給決定をしてよいかの目安が国から示されていないため、自ら民生委員による証明を不要とする取扱いに変更することは困難であるとしている。 事例３ C市では、昨今の社会事情を鑑み自宅訪問について危険を感じる民
--	--

	生委員もいることから、民生委員の自宅訪問によらない確認方法を国に示してほしいとしている。 これらを踏まえ、令和５年事務連絡発出後の運用上の課題について整理した上で、別居監護に関する市町村間の調整方法や、申立内容の確認方法の具体例などを示す必要があると考えられる。
--	---

手続別個票⑩

行政手続名	特別児童扶養手当受給申請
所管省庁名 (担当部局名)	厚生労働省（社会・援護局）
制度概要	特別児童扶養手当は、障害児等の福祉の増進を図ることを目的として、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給するものであり、法定受託事務として、都道府県又は市町村が支給事務を行っている。認定請求に当たっては対象児童の別居監護の事実等について、地方公共団体が必要に応じて民生委員の証明を求めている。 「令和５年地方分権改革に関する提案募集」において、地方公共団体から、「児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明の廃止」について提案が行われた。この提案内容を受けた厚生労働省は、民生委員の負担軽減が必要であると考える一方、民生委員による証明を廃止することによって地方公共団体における特別児童扶養手当の認定業務に与える影響は大きく、民生委員の中には熱意を持って証明を行っている者もいることから、廃止ではなく、民生委員以外にも証明記載者になり得る者を列挙することで、証明記載者の範囲を明確化することを内容とした令和５年事務連絡を発出した。
調査結果	厚生労働省（社会・援護局）は、民生委員が地域の実情を把握していることを前提としており、それが民生委員の役割と認識しているため、原則としてはまず民生委員が証明を行うが、それが難しいケースでは、市町村の事務担当者も含め柔軟な対応が可能なように、令和５年事務連絡において他の証明記載者を明示したものであり、現時点において民生委員による証明の見直しを行う必要はないと考えているとしている。 当省が調査対象とした市町村においては、令和５年事務連絡を受けて、独自の見直しにより民生委員による証明を全く求めていないのがみられ、市町村職員による聞き取りや他手当の認定状況（児童手当、心身障害者医療費助成制度）、他部署（生活保護担当課、障害児支援担当課）への照会、障害支援区分の認定調査結果等により確認しているなどとしていた。 しかし、民生委員による証明を見直した市町村では、他市町村における民生委員による証明事務の取扱状況によって、場合によっては市町村担当課を経由して民生委員による証明を求められることもあり、市町村職員の負担になっている実態がみられた。また、民生委員による証明を求めている市町村の中には、申請者からの申立内容を確認する方法が証明事務の見直しのあい路となっている実態もあり、令和５年事務連絡発出後の運用上の課題となっている。

	○申請者が対象児童を別居監護している場合 別居監護の事実について、民生委員による証明を廃止した市町村では、他市町村から市町村担当課に対し民生委員による証明を依頼される場合があり、負担が生じている事例がみられた。 事例 1 A 市では、民生委員の負担軽減のため、受給資格者等から提出される添付書類及び職員による聞き取り調査により確認することとし、民生委員による証明を求めている。 受給者が所在する市町村から、A 市に別居している児童について、別居監護に関する民生委員の証明を求められる場合がある。A 市は、他市町村に対し、A 市での取扱いについて説明した上で、市職員による証明書を発行している。一部の市町村は「別居している児童の証明は、市町村職員ではなく、児童が所在する地区の民生委員が行っているので、民生委員に証明を依頼してほしい」とするなど、説明に苦慮することもあり、少なからず市職員の負担になっている。 別居監護の事実の証明について、本手続に係る調査では、民生委員の負担となった事例は確認できなかったものの、上記個票⑨の児童扶養手当と同様に、民生委員による証明を見直した市町村において、市町村担当課を経由せずに他市町村から自市町村の民生委員に直接依頼されることで、民生委員に負担が生じることも想定される。 ○申立内容の確認方法 民生委員による証明を求めている市町村の中には、その負担軽減の検討において、以下のとおり、申請者からの申立内容の確認方法が見直しのあい路となっている事例がみられた。 事例 2 B 市では、民生委員による証明に代わって市職員による確認とする見直しを検討した場合、職員がどの程度事実を確認すれば支給決定をしてよいかの目安が国から示されていないため、自ら民生委員の証明を不要とする取扱いに変更することは困難であるとしている。 これらを踏まえ、令和 5 年事務連絡発出後の運用上の課題について整理した上で、別居監護に関する市町村間の調整方法や、申立内容の確認方法の具体例などを示す必要があると考えられる。
--	--

手続別個票⑪

行政手続名	生活保護受給申請
所管省庁名 (担当部局名)	厚生労働省（社会・援護局）
制度概要	生活保護制度は、生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。 生活保護法及び「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」（平成 15 年 3 月 31 日付け社援保発第 0331004 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 15 年社会・援護局通知」という。）によれば、民生委員は、行政への協力者として、必要に応じて保護申請中の世帯の生活状況等について報告等の協力を行うこととされている。
調査結果	当省の事前の情報収集活動の結果では、生活保護受給申請において、生活保護法等に基づき、民生委員が生活保護受給申請者の生活実態、資産の状況、収入源等を確認し、その内容が事実と相違ないことなどを記載する意見書（以下「民生委員意見書」という。）（注）を求めている地方公共団体と求めていない地方公共団体があり、取扱いが区々となっていた。このため、それぞれの主な理由及び求めていない機関における代替の証明方法について把握・整理するため、求めている 9 地方公共団体と、求めていない 22 地方公共団体を実地調査した。その結果は、以下のとおりである。 （注）本調査においては、生活保護法に基づき民生委員が協力者として報告する意見書であっても、単なる民生委員としての意見だけでなく、申請者の資産状況や収入、家族構成などの事実関係を確認し署名した上で、受給決定を行う地方公共団体に報告するものについては、証明事務と整理した。 ○民生委員による証明を求めている地方公共団体 民生委員意見書を求めている地方公共団体は、証明を求めている主な理由として、①平成 15 年社会・援護局通知で国から民生委員意見書を求められていると考えているため、②民生委員と申請者との関わりが日常的にあることから求めているため、③住民から生活保護に係る相談を受けた場合、その者の生活状況等について行政では知り得ない情報が民生委員から入手できたり、保護決定後に行政と民生委員が支援を行う契機となる側面があったりするためなどを挙げていた。 このように、民生委員意見書を求めている地方公共団体がみられたため、民生委員意見書の位置付けについて厚生労働省（社会・援護局）に

	確認したところ、生活保護の受給申請において民生委員意見書は求めているとしていた。また、同省は、各地方公共団体で民生委員意見書を求める場合であっても、例えば手続上の必須の書類とすることで、結果として申請者が申請することへのハードルが高くなっている可能性に留意する必要があるとしている。 ○民生委員による証明を求めている地方公共団体 民生委員意見書を求めている地方公共団体では、申請者や民生委員などからの要望があり廃止したとしており、また、民生委員意見書を求めずとも、申請者からの提出書類や資産状況等の調査、申請者へのヒアリング等により受給決定することができるとしている。 事例 1 A 市は、保護の要否判定において、民生委員意見書が生活保護法上求められているものではなく、同法に基づく資産状況の調査（登記簿謄本での確認、金融機関・証券会社への照会）や扶養義務に関する調査、本人からの聞き取りによる生活状況の確認などにより審査が可能であり、また、保護開始後のケースワークでも行政として対象者の状況を把握しているため、民生委員意見書がなくとも特段の支障はないとしている。 事例 2 B 市は、生活保護法等に基づき、保護の開始手続やその後の適切な支援・指導に資するものとして民生委員意見書等の作成を民生委員に依頼していた。 しかし、令和 5 年 6 月、同市の民生委員協議会による民生委員の負担に関するアンケートの結果を基に、民生委員意見書作成の廃止等の要望があったこと、また、近年、民生委員と申請者の間に面識がなく初対面で生活状況や困窮状況を聞き取る場合が多くなり、以前に比べて負担が多くなっていることなど民生委員の業務を取り巻く環境の変化を踏まえ、同市では民生委員意見書を 6 年 1 月に廃止した。 事例 3 C 県は、同県が管轄している各福祉事務所において、運用上申請書に民生委員の意見欄を設けていた。 しかし、民生委員等から意見欄に有益性がないとの意見や、申請者本人に民生委員の意見を求めさせることは申請者の心理的負担と
--	---

	なり申請権の侵害に当たるなどの指摘があったことなどから、申請書の様式を見直して民生委員の意見欄を廃止した。 事例 4 D 市は、民生委員が生活保護受給者と関わるきっかけとしてもらうため、生活保護法等に基づき、訪問調査と申請者の収支状況や手持ちの現金額、貯金通帳の額などを記載させる民生委員意見書の提出を求めている。 しかし、民生委員意見書は飽くまで参考という位置付けであること、民生委員意見書の内容は関係機関への照会などにより市で確認できることなどから、地域の実情、民生委員及び市職員の負担を考慮して見直しを行っており、令和 2 年度以降は、原則、民生委員意見書の提出を不要とする見直しを行った。 以上のように、申請者の資産状況等を調査した結果等を記載した民生委員意見書を求めている地方公共団体がある現状を踏まえ、生活保護の受給申請に民生委員意見書が必須でないことについて地方公共団体に周知するなどの措置を講ずることが必要と考えられる。
--	--

【地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務】

手続別個票⑫

行政手続名	り災証明書申請
概要	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（以下「り災証明書」という。）を交付しなければならないとされている。 り災証明書の対象となる建物は、現実に住居のために使用している建物（住家）とされている。 （関係省庁：内閣府（政策統括官）（防災担当））
調査結果	当省の事前の調査結果では、り災証明書申請において、民生委員による証明を求めている市町村と求めていない市町村とで取扱いが区々となっていた。このため、それぞれの主な理由及び求めていない市町村における代替の証明方法について把握・整理するため、証明を求めている 2 市町村と、求めていない 9 市町村を実地調査した。その結果は、以下のとおりである。 （民生委員による証明を求めている主な理由） ① 内閣府政策統括官（防災担当）が所管する被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の Q&A（注 1）において、民生委員の証明をもって被災した住家に住民票を有しないまま居住していた世帯について、被災した住家に居住実態があることが確認できることで、被災者生活再建支援金の受給対象とすることができると例示されていることを準用しており、民生委員の証明をもって、り災証明書に記載する世帯員（注 2）の居住実態が分かることで、その後の被災者支援をスムーズに進めることができるため。 ② 住民票と被災住家の住所が異なる場合、賃貸契約書で確認するが、無い場合、民生委員による証明で確認するため。 （注 1）当該 Q&A では、被災者生活再建支援金の支給に当たって、住民票により居住の確認ができない場合、水道・電気等の料金明細や民生委員・町内会長による居住証明により確認すること、これにより確認できない場合、郵便物等で確認することとされている。 （注 2）り災証明書の統一様式において、世帯員情報は必須記載事項ではないが、世帯員情報（世帯構成員数、構成員氏名、続柄、年齢）を独自支援策等のために記載すべき追加事項としている地方公共団体もある。

	(民生委員による証明を求めている主な理由と代替の証明方法) 民生委員による証明を求めている市町村では、以下の事例のように、職員による現地調査や公共料金の領収書などで居住実態を確認していることなどから証明を求めているとしている。 事例 1 A 市は、住民登録がないまま居住していた場合や住民票上の住所と被災住所が異なる場合、市職員が居住実態の確認を行うことが想定されるとしている。 事例 2 B 市は、従前から、住民票により居住の実態を確認できない場合は、水道や電気の料金明細等の資料の提出を求め、居住の実態を確認することとしている。
--	--

手続別個票⑬

行政手続名	ひとり親家庭等医療費助成申請
概要	ひとり親家庭等医療費助成制度は、ひとり親家庭の親とその児童を対象に、保険医療に係る医療費の自己負担分の全部又は一部を各地方公共団体が助成する制度である。同制度は、都道府県から費用の一部について助成を受け、市町村が条例に基づいて実施している。 ひとり親家庭等医療費助成の申請に当たっては、ひとり親家庭であることなど、その要件に合致していることが確認できる書類を添付することとされている。 (関係省庁：こども家庭庁（支援局）)
調査結果	当省の事前の調査結果では、ひとり親家庭等医療費助成申請において、民生委員による証明を求めている市町村と求めていない市町村とで取扱いが区々となっていた。このため、それぞれの主な理由及び求めていない市町村における代替の証明方法について把握・整理するため、証明を求めている 25 市町村と、求めていない 12 市町村を实地調査した。その結果は、以下のとおりである。 (民生委員による証明を求めている主な理由) ① ひとり親家庭医療費助成制度は、その交付要件等がおおむね児童扶養手当に準拠している場合が多いため、助成申請は児童扶養手当受給申請と合わせて行われる場合も多く、同申請時に提出された民生委員の証明を流用しているため。 ② 児童扶養手当では対象にならないが、ひとり親家庭等医療費助成は対象になるため、同助成を単独で申請する場合があるが、その場合にも、児童扶養手当受給申請手続に準拠して民生委員の証明を求めているため。 以上は、いずれも、申請者が行政機関以外の第三者にも事情を説明する必要があり、虚偽の申告を減らし、不正受給を防ぐ効果があることを理由としている。 (民生委員による証明を求めていない主な理由と代替の証明方法) 民生委員による証明を求めていない市町村では、以下の事例のように、児童扶養手当と業務システムが連動しているため資格登録の状況や申立書の中身を共有できるようになっていることや、児童扶養手当の見直しに伴い証明を不要とし職員の聞き取り等で確認していることなどから証明を求めていないとしている。

	事例 A市は、これまで、児童扶養手当受給申請手続に準拠し、申請者に民生委員による証明を求めていたが、同受給申請手続において民生委員による証明を不要とする取扱いに見直したことから、ひとり親家庭等医療費助成の申請手続においても民生委員による証明は不要とする取扱いに変更した。 具体的には、民生委員が証明していた申立事実に関しては、申請者から提出された添付書類や職員の聞き取り調査により、申立事実に疑義がないか確認している。 また、当該証明を不要としたことによって、業務量が増加し支給業務に支障が生じたことや不正受給等により助成金の返還件数が増加したなどの変化はなかったとしている。
--	--

手続別個票⑭

行政手続名	保育所入所（教育・保育給付認定）申請
概要	保育所等の利用を希望する保護者は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、市町村に申請し、保育の必要性に関する認定を受けることとされている。この申請の際、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）により、保護者は保育の必要性の理由（就労・妊娠、出産・疾病、障がい等）を証する書類を添付することとされている。（関係省庁：こども家庭庁（育成局））
調査結果	当省の事前の調査結果では、保育所入所申請において、民生委員による証明を求めている市町村と求めていない市町村とで取扱いが区々となっていた。このため、それぞれの主な理由及び求めていない市町村における代替の証明方法について把握・整理するため、証明を求めている 10 市町村と、求めていない 15 市町村を实地調査した。その結果は、以下のとおりである。 1 就労（自営業等）の場合 月 48 時間以上就労している等の場合、保育を必要とする理由に該当し、それを証する書類の添付が必要となる。 （民生委員による証明を求めている主な理由） 公的書類の提出が難しい場合、民生委員の証明以外の方法がないと考えているため。 （民生委員による証明を求めていない主な理由と代替の証明方法） 民生委員による証明を求めていない市町村では、以下の事例のように、標準様式（注）に倣って証明を廃止し直近の確定申告書や営業許可証等の書類で確認していることなどから証明を求めていないとしている。 （注）就労証明書の標準的な様式は、市町村の意見等を参考に都度改定が行われているところであるが、「就労証明書（簡易版）」及び「就労証明書（詳細版）」（令和 3 年 7 月 5 日付け府子本第 782 号・子保発 0705 第 1 号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知別添 1 及び 2）においては、自営業・農業の場合において就労の事実を証明する者として、新たに民生委員の証明欄が選択的に追加可能な項目（必要とする市町村のみ使用）として設定された。しかし、令和 5 年 5 月に示された「就労証明書（簡易版）」（令和 5 年 5 月 29 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡別添）においては、民生委員の証明欄は、企業等事業者による証明が困難と考えられるとして削除されている。厚生労働省は、地方公共団体に対し、原則として、この標準的な様式を使用することを求めている。

る。

事例 1

A 市は、従来から民生委員が証明することについて、民生委員及び申請者の双方から苦情がみられたところ、国から示された標準的な様式を契機として民生委員による証明を廃止し、新たに証明書類の添付を求めることとした。添付書類として、開業届（写し）、直近の確定申告書第一表及び第二表の写し、店舗の広告、屋号や個人名が記載された売上や収支が分かる書類（契約書、請求書、領収書等の写しで直近 3 か月以内のもの）等のいずれか 1 点を必ず求めている。

事例 2

B 市は、従来から民生委員が証明することについて、民生委員及び申請者の双方から苦情がみられたところ、平成 27 年度からの子ども・子育て支援の新制度の発足に当たり、各種制度の見直しの一環として、民生委員による証明を廃止することとした。同市は必要な添付書類として、直近の確定申告書第一表及び第二表・営業許可証・開業届等いずれか 1 点のコピーと、直近 3 か月以内の主な取引が分かるもの（納品書、出荷伝票等）のコピーを申請者に求めている。

2 介護・看護の場合

親族を常時介護している等の場合、保育を必要とする理由に該当し、それを証する書類の添付が必要となる。

（民生委員による証明を求めている主な理由）

民生委員が地域の実態（家族構成、家族の実態等）を把握しており、介護・看護の状況を確認する方法がほかにないと考えているため。

（民生委員による証明を求めている主な理由と代替の証明方法）

民生委員による証明を求めている市町村では、以下の事例のように、介護保険被保険者証の写しなどを確認していることなどから証明を求めているとしている。

事例

C 市は、従来から民生委員が証明することについて、民生委員及び申請者の双方から苦情がみられたところ、国の標準様式が示されたことを契機として民生委員による証明を廃止し、新たに証明書類の添付を求める

	こととした。民生委員による証明に代替する添付書類として、看護等確認書・診断書（ただし、身体障害者手帳（1 級～3 級）、療養手帳（A、B1）、精神障害者保健福祉手帳（1 級、2 級）の交付、介護保険の要介護認定（要介護 3～5）を受けている場合はその手帳、介護保険被保険者証の写しにより、診断書（医療機関記入欄）は不要）を求めている。 3 その他 保育の必要性の理由にかかわらず、離婚調停中や DV 被害などの事情により、居住の実態と住民票上の情報が一致しない場合があるが、これらの場合の居住実態の確認においても民生委員による証明が求められる場合がある。 （民生委員による証明を求めている主な理由） ① 離婚を検討しているケースで居住実態と住民票が異なる場合に、「世帯分離等申立書」の提出を求めているが、職員による申請者宅の訪問や聞き取りによる確認が難しく、窓口対応に支障を来すため、当該申立書の提出に際して民生委員による証明を求めている。 ② DV 被害により居住実態と住民票が異なる場合に、警察での相談記録など実態が把握できる書類を幅広く求めて確認しているが、それらの書類がない場合民生委員による証明が最終手段であるため。 （民生委員による証明を求めていない主な理由と代替の証明方法） 民生委員による証明を求めていない市町村では、以下の事例のように、離婚を前提とした別居中でいずれの書類提出も困難な場合には、保護者からの申立書の提出や、DV からの避難による場合には、職員による現地調査などにより確認していることなどから証明を求めていないとしている。 事例 1 D 市は、以前から民生委員による証明を不要とし、「居所の賃貸借契約書」の写し、「居所が記載された公共料金の請求書」の写し又は「同居申立書」（申請者と D 市に住民票がある同居人（一般的には家族）がそれぞれ署名し、同市内における居住実態を申し立てるもの。申告された住所と同居人の住民票を突合して確認している。）のいずれかの提出を求めて居住実態を確認している。 事例 2 E 市では、DV からの避難のため住民票が市外にあるケースにおいては、居住実態を確認できる書類の提出及び市職員の現地調査により認定して
--	--

	いる。	
--	-----	--

手続別個票⑮

行政手続名	自動車税・軽自動車税減免申請
概要	自動車税及び軽自動車税（以下「自動車税等」という。）は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき、都道府県知事等が天災その他特別の事情がある場合において条例で定めるところにより減免することができる」とされている。 身体障害者又は精神障害者に対する自動車税等については、「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」（昭和 45 年 3 月 31 日付け自治府第 31 号自治省税務局長通達）により、身体障害者自身又は身体障害者等のために身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者が使用する自動車等については、減免措置を講ずることが適当とされ、減免の申請書には生計同一証明書及び常時介護証明書を添付することとされていた。当該通達は「地方分権推進計画を踏まえた減免通知の廃止について」（平成 12 年 4 月 1 日付け自治府第 14 号自治省税務局長通知）によって廃止された上で、「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の取扱いについて」（平成 12 年 4 月 1 日付け自治府第 17 号、自治市第 13 号自治省税務局府県税課長、市町村税課長通知）によって、従来の取扱いを考慮し、適切に対応するよう技術的助言が行われている。 （関係省庁：総務省（自治税務局））
調査結果	当省の事前の調査結果では、身体障害者等と生計を一にする者等が運転する自動車税等の減免申請において、民生委員による証明を求めている地方公共団体と求めていない地方公共団体とで取扱いが区々となっていた。このため、それぞれの主な理由及び求めていない市町村における代替の証明方法について把握・整理するため、証明を求めている 10 地方公共団体と、求めていない 8 地方公共団体を実地調査した。その結果は、以下のとおりである。 （民生委員による証明を求めている主な理由） ① 厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員という公的な立場の民生委員に事情を話し証明を受けることは虚偽申請の抑止効果があるため。 ② 労力を掛けて状況確認書を提出し証明されたものは、信ぴょう性が高いため。 （民生委員による証明を求めていない主な理由と代替の証明方法） 民生委員による証明を求めていない地方公共団体では、以下の事例のよ

	うに、源泉徴収票等の公的書類で確認したり、市の保有する情報と必要書類等の内容との照合、職員による対面又は電話による聞き取りなどにより確認したりしていることなどから証明を求めているとしている。 事例 A市は、従来、常時介護者（身体障害者等と別住所・別世帯の者）が運転する軽自動車については、身体障害者等本人のために用いていることを確認するため、民生委員による証明の提出を求めている。 その後、平成30年頃、民生委員から証明を行うことに負担を感じる等の意見があったこともあり、民生委員による証明を廃止した。 現在は、車両所有者、運転者が障害者等本人と別住所・別世帯の場合は、障害者等本人と生計を同一にしていることが確認できる書類等（扶養関係が分かる源泉徴収票や仕送り実態が分かる預金通帳のコピー等）の提出を求めている。書類等により確認ができない場合は、自動車運行計画書の提出を求め、常時介護者として当該車両を障害者等本人のために用いていることを確認する（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）。
--	---

手続別個票⑩

行政手続名	高等学校等授業料減免申請
概要	高等学校等授業料減免制度は、高等学校等就学支援金制度(注)の所得制限により、就学支援金の支援対象外で授業料を納付している生徒などであつて、家計の急変等により生活に困窮していると認められる場合、授業料を免除する制度である。 高等学校授業料減免制度において、各地方公共団体が定める規定等に基づいて、家計の困窮や無職者であることなどの状況について確認することとされている。 (注) 就学支援金制度は、高等学校の授業料を支援するものであり、公立高等学校の場合、年収約 910 万円未満世帯の生徒であれば、公立高等学校の授業料相当額が支援される制度である。 (関係省庁：文部科学省（初等中等教育局）)
調査結果	当省の事前の調査結果では、高等学校等授業料減免申請において、民生委員の証明を求めている市町村と求めていない市町村とで取扱いが区々となっていた。このため、それぞれの主な理由及び求めていない市町村における代替の証明方法について把握・整理するため、証明を求めている 2 市町村と、求めていない 4 市町村を実地調査した。その結果は、以下のとおりである。 (民生委員による証明を求めている主な理由) 生活保護等を受給していない無職者の場合、生活が困窮していることの証明は民生委員による証明以外に方法がないと考えているため。 (民生委員による証明を求めていない主な理由と代替の証明方法) 民生委員による証明を求めていない市町村では、家庭状況調査書、源泉徴収票等により確認していることなどから証明を求めていないとしている。

手続別個票⑰

行政手続名	就学手続（就学校の変更・区域外就学申請を含む。）
概要	学齢児童生徒が就学する学校の決定については、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）に基づき、各市町村教育委員会において、住民基本台帳に基づき編製される学齢簿を基に、手続を行うこととされている。 また、同令において、学齢児童生徒が就学する学校を変更する手続として、保護者の申立て等による就学校の変更及び区域外就学が定められている。 就学校の変更は、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合のほか、市町村教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立てにより、市町村内の他の学校に指定を変更することができる手続である。 区域外就学は、就学校の変更と同様の理由等により保護者が他の市町村の学校に就学させようとする場合、他の市町村の教育委員会が、住所の存する市町村教育委員会との協議を経た上で、受入れを承諾した場合は、就学すべき学校を変更することができる手続である。 そして、これらの就学手続において、以下のような背景等により、学齢児童生徒の居住地が住民票と異なる場合や居住地に住民登録がされていない場合がある。 ・配偶者からの暴力の被害者のこどもなどやむを得ない事情等により住民票を異動しないまま居住している。 ・保護者や親族などの都合による一時的滞在である。 居住地に住民登録がされていない学齢児童生徒については、速やかに居住地に住民票を異動させることが望ましいが、就学の機会が確保されるよう、各市町村教育委員会は、住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒であっても、当該市町村に居住している事実を把握したときには、当該学齢児童生徒について学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続をとることとされている。 なお、児童生徒の居住事実の確認に関しては、法令上の規定はなく、また、文部科学省として必ずしも民生委員による証明を求めるものではない。 （関係省庁：文部科学省（初等中等教育局））

調査結果	当省の事前の調査結果では、就学手続のうち就学校の変更・区域外就学申請について、学齢児童生徒の居住地が住民票と異なる場合に、当該学齢児童生徒が当該市町村に居住している事実を確認している市町村教育委員会がみられた。学齢児童生徒の居住地が住民票と異なる場合の居住している事実の確認として、民生委員による証明を求めている市町村と求めている市町村があり、取扱いが区々となっていた。このため、それぞれの主な理由及び求めている市町村における代替の証明方法について把握・整理するため、証明を求めている4市町村と、求めている11市町村を実地調査した。その結果は、以下のとおりである。 (民生委員による証明を求めている主な理由) 民生委員による証明以外に居住事実の確認ができないと考えているため。 (民生委員による証明を求めている主な理由と代替の証明方法) 民生委員による証明を求めている市町村では、賃貸借契約書等で確認していることなどから証明を求めているとしている。
------	---

手続別個票⑱

行政手続名	就学援助（学用品費・医療費・学校給食費等）申請
概要	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、就学援助制度は、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な就学援助（学用品費、医療費、学校給食費等の補助）を行う制度である。 この制度の対象となるのは、生活保護法に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）又は要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村が認める者（以下「準要保護者」という。）で、受給資格の認定基準は各市町村が支給要綱等により規定している。 市町村の行う援助のうち、要保護者への援助については、国庫補助事業として行われており、準要保護者への援助については、地方財源で措置することとして、市町村の単独事業で行われている。 就学援助に係る受給資格の認定に当たっては、世帯の収入が各市町村の規定する認定基準額を下回っていることなどとされているため、各市町村において世帯の収入状況や家族構成等の世帯状況等の確認を行っている。 （関係省庁：文部科学省（初等中等教育局））
調査結果	当省の事前の調査結果では、就学援助（学用品費・医療費・学校給食費等）申請において、民生委員による証明を求めている市町村と求めていない市町村とで取扱いが区々となっていた。このため、それぞれの主な理由及び求めていない市町村における代替の証明方法について把握・整理するため、証明を求めている 11 市町村と、求めていない 16 市町村を実地調査した。その結果は、以下のとおりである。 （民生委員による証明を求めている主な理由） ① 民生委員に申請者の世帯状況を承知してもらうため。 ② 申請書と住民票とで記載された世帯状況等が異なる場合に民生委員による証明以外の方法がないと考えているため。 （民生委員による証明を求めていない主な理由と代替の証明方法） 民生委員による証明を求めていない市町村では、市県民税課税・非課税証明書、賃貸借契約書の写しや公共料金の領収書などで世帯状況等を確認していることなどから証明を求めていないとしている。

手続別個票①⑨

行政手続名	特別支援教育就学奨励費受給申請
概要	特別支援教育就学奨励費は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）に基づき、小・中学校等の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学に係る費用を国及び地方公共団体が助成することにより、特別支援教育の普及奨励を図る制度である。 この制度により支給される費用は、学用品・通学用品費、新入学学用品費、修学旅行費等、学校生活に必要な費用の一部であり、支給金額や支給費目は、世帯の収入状況や家族構成等の世帯状況等に応じて算定される支弁区分によって決定されている。 そのため、市町村は、支弁区分を決定するために申請者の世帯状況等の確認を行っている。 （関係省庁：文部科学省（初等中等教育局））
調査結果	当省の事前の調査結果では、特別支援教育就学奨励費受給申請において、民生委員による証明を求めている市町村と求めていない市町村とで取扱いが区々となっていた。このため、それぞれの主な理由及び求めていない市町村における代替の証明方法について把握・整理するため、証明を求めている 1 市町村と、求めていない 11 市町村を実地調査した。その結果は、以下のとおりである。 （民生委員による証明を求めている主な理由） 公的書類等で確認できない場合に、民生委員による証明以外の確認方法がないと考えているため。 （民生委員による証明を求めていない主な理由と代替の証明方法） 民生委員による証明を求めていない市町村では、以下の事例のように、公共料金の領収書などで確認していることなどから証明を求めていないとしている。 事例 A 市は、世帯状況等について、原則住民票により確認しているが、同一の住民票に記載されている者であっても生計が同一でない場合は、申請者本人と申請者と生計が同一でない者それぞれの契約者名が記載された公共料金の領収書の写しなどにより、生計が同一ではないことを確認して、該当する者を別生計の者として確認している。

手続別個票②

行政手続名	公営住宅家賃減免申請
概要	公営住宅の家賃は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき、毎年度、入居者（入居予定者を含む。以下同じ。）からの収入の申告に基づき、その収入や立地等の条件に応じ、事業主体である地方公共団体が、入居者から徴収する家賃を定めることとされている。 一方、事業主体は、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができ、家賃に関する事項は条例で定めることとされている。 公営住宅の家賃の減免に当たっては、事業主体において入居者が住宅に困窮していることや無職であることを確認する場合がある。 なお、家賃の減免に当たって、民生委員との連絡や協調を求める国の通知である「公営住宅の家賃の減免について」（昭和 34 年 12 月 8 日付け住発第 364 号建設省住宅局長通知）は発出されているが、民生委員が行う、減免要件に該当するかについての確認や証明方法について示されたものはない。 （関係省庁：国土交通省（住宅局））
調査結果	当省の事前の調査結果では、公営住宅の入居者が家賃減免を申請する際に、民生委員による確認や証明を求めている地方公共団体と、求めていない地方公共団体とで取扱いが区々となっていた。このため、それぞれの主な理由及び求めていない地方公共団体における代替の証明方法について把握・整理するため、確認や証明を求めている 3 地方公共団体と、求めていない 10 地方公共団体を实地調査した。その結果は、以下のとおりである。 1 住宅の困窮状況に関する確認や証明 住宅以外の建物又は場所に居住していたり、保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住していたりするなど住宅に困窮していることを理由に、公営住宅の入居申込に当たり家賃の減免申請を行う場合がある。 （民生委員による確認や証明を求めている主な理由） 管理する戸数が多いことや地域の範囲が広いことにより、事業主体や指定管理者が直接、現地確認することが難しく、その地区に居住する民生委員にまず確認や証明を依頼することが望ましいと考えているため。 （民生委員による確認や証明を求めていない主な理由と代替の確認や証明方法） 民生委員による確認や証明を求めていない地方公共団体では、以下の事

例のように、職員による入居者への聞き取りや現地確認などにより確認していることなどから証明を求めているとしている。

事例

A 県は、県営住宅入居申込書で住宅困窮状況について、申告された内容が保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住しているという場合には、担当職員が申請者から聞き取りを行った上で、必要に応じて、担当職員が現地確認を行うことにより、住宅に困窮していることを確認している。

2 無職であることの確認や証明

公営住宅の入居者が急きよの失業等により家賃の支払能力が失われた又は著しく低下した場合、当該公営住宅を管理する地方公共団体では、入居者からの申請に基づいて家賃の減免を行う場合がある。

(民生委員による確認や証明を求めている主な理由)

雇用保険受給資格者証等の証明書類やその代替書類も提出できない特殊なケース（例えばいわゆるブラック企業からの離職で、前勤務先への接触が危険であることが判明したようなケースなど）を救済する場合の最終手段としているため。

(民生委員による確認や証明を求めている主な理由と代替の確認や証明方法)

民生委員による確認や証明を求めている地方公共団体では、以下の事例のように、入居者からの申立書の提出や職員による入居者への聞き取りなどにより確認していることなどから証明を求めているとしている。

事例

B 市は、入居者が失業し無職となり、家賃の支払が困難となるため減免申請が行われる場合には、雇用保険受給資格者証、退職証明書等の証明書類を求めている。これらの書類がどうしても提出できない場合、従前は民生委員による確認や証明を求めていたが、市の民生委員担当部局を中心に民生委員の負担軽減を図るため平成 29 年度に同証明を廃止し、代替措置として入居者に「無職であることの申立書」の提出を新たに求めることとした。

同申立書は、退職して、現在も無職であることを入居者自身が申し立てる書類であるが、民生委員による確認や証明と同様に、市要綱に定め

	る「失業の明らかな書類」とみなして運用している。申立書の様式には、「申立書に記載した内容に間違いがないことを誓約するとともに、事実と反することや虚偽の内容であることが確認された場合は、条例に規定する過料が科される場合があることを承諾する。」旨が明記されている。 なお、同市では、民生委員による確認や証明を廃止して以降、これまでに虚偽の申立てが判明した事例はみられないなど、特段の支障は生じていないとし、審査に当たって、少なくとも民生委員による確認や証明と同等の証拠能力があるものと考えてとしている。
--	---